

# 令和7年度ボランティアグループ活動助成金交付要項

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会

## 1. 目的

京丹後市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティア基金運営要綱に基づき、基金の運用益を活用し、市内における福祉活動の推進を図るボランティアグループの活動に対し、必要な資金の助成を行います。

## 2. 助成対象

本会ボランティアセンターに登録するグループのうち、ボランティア活動を主目的とし、年度内に他の民間助成や本会が行う他の事業からの助成を受けないグループとします。

※現在、他の民間助成を申請中のグループについては「民間助成を受けられなかった場合に助成対象とする」という条件を付して審査を行います。

※民間助成を受けても、申請内容（対象となる活動）が違う場合は対象とします。

## 3. 対象となる活動

下記の活動に対して助成します。

- (1) ボランティアグループが自主的に行うボランティア活動
- (2) ボランティア活動に必要なスキルアップ（技術向上）のための活動

※外部研修だけでなくグループ内の勉強会も対象とします。

## 4. 助成金額

1グループにつき、①自主的ボランティア活動助成上限40,000円、②スキルアップ活動助成上限20,000円、①と②を合算して40,000円を上限として助成します。

ただし、ボランティア基金委員会において本会ボランティア基金会計の予算の範囲内で申請内容を審査して決定します。

## 5. 助成金の使途

### (1) 対象経費

助成対象となる活動に直接必要な経費のうち、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、行事保険料等とします。ただし、友愛訪問時のプレゼントや行事開催時の景品等の単価は500円程度とします。

## (2) 対象とならない経費

- ① ボランティアグループの経常的な運営経費
- ② 申請のあった活動に直接関係のない経費
- ③ 飲食経費（グループ会員においては原材料費を含む）
- ④ 研修に関わる交通費以外の交通費
- ⑤ ボランティア保険料（個人負担分）
- ⑥ グループ会員への講師謝金及び物品借上げ料
- ⑦ 単価10,000円（税込み）以上の備品の全額または一部を賄う経費
- ⑧ グループ会員宅を利用した場合の借料（電気代、冷暖房代等）
- ⑨ 他団体への助成

## 6. 助成申請と実績報告

この助成金の申請は別に定める申請書〔様式4〕により、令和7年5月12日までに本会会長に提出してください。

また、この助成対象となる活動を完了したときは、令和8年3月31日までに別に定める報告書に活動内容がわかる資料・写真・レシート（内訳のわかるもの、領収書可）の原本を添付し本会会長へ提出してください。

## 7. 助成の条件

この助成金の交付については、次の条件を付加します。

- (1) この助成金は、助成対象となる活動の経費以外に使用できません。
- (2) 助成金の繰越しはできません。年度内に使い切りとします。
- (3) 助成金を活用し購入した備品については、グループ解散後においても個人の所有とならないよう、その後の活用方法について本会へ相談してください。
- (4) 申請した活動の内容を変更する場合は、速やかに別に定める変更交付申請書により本会会長の承認を受けてください。
- (5) 年度内に計画した活動を中止又は廃止する場合は、速やかに本会会長に報告してください。その場合、本会会長は助成金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。